



Sammy 2020年JAF全日本ラリー選手権 第3戦

ワールド九州 2020 in 唐津

後援:佐賀県唐津市、唐津ラリーサポート実行委員会 協力:佐賀県伊万里市、JMRC九州



JAF 公認
国内競技
2020-5009

GRAVEL
motor sports club

開催日
2020/4/10-12

誓約書

大会組織委員会 殿

私は、本大会特別規則をはじめF I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則、国内競技規則およびその付則など本競技に関わるモータースポーツ競技諸規則を承認し遵守いたします。また、競技運転者は参加種目について標準能力を持ち、参加車両についてもコースまたはスピードに対して適性があり、競争が可能であることを申告いたします。

私は、モータースポーツが危険性を伴う競技であることを十分認識の上、自己の責任において誠実かつ適切に競技を遂行するとともに、本競技に関連して万一事故が発生し、私や私の関係者が被害を被ることがあっても、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）をはじめ競技関係者（団体および個人）の方々に対していかなる責任も追及することはいたしません。以上、誓約いたします。

また、参加者、クルー及び参加車両の氏名や名称の公表、並びに大会開催中の写真、映像、競技結果等の報道、放送、インターネット等への掲載権と肖像権はオーガナイザーに帰属する事を承知しております。

令和 年 月 日 参加者署名 _____

その他署名欄（参加者、ドライバー、コ・ドライバーは参加確認受付時に署名をお願いします）

ドライバー		コ・ドライバー	
サービスクルー		サービスクルー	
サービスクルー		サービスクルー	
サービスクルー		サービスクルー	
サービスクルー		サービスクルー	
サービスクルー		サービスクルー	

※サービスクルーは全員をまとめた署名が望ましいが、参加者署名があれば個別の署名でも可

車載カメラ使用申請書

大会組織委員会 殿

本競技会において、以下の通り車載カメラの申請を行いますので、使用を許可願います。

映像の使用目的 _____

なお使用にあたりましては、上記の誓約書に記載通り、オーガナイザーに帰属する報道、放送、インターネット等への掲載権と肖像権を定めた、別途規定に抵触しないことを条件とし、これに違反した場合は、損害賠償の責を負うことを誓います。

令和 年 月 日 参加者署名 _____



Sammy 2020年JAF全日本ラリー選手権 第3戦

ワールド九州 2020 in 唐津

後援:佐賀県唐津市、唐津ラリーサポート実行委員会 協力:佐賀県伊万里市、JMRC九州



J A F 公認
国内競技
2020-5009

GRAVEL
motor sports club

開催日
2020/4/10-12

写真、映像の報道、放送、インターネット等への掲載権と肖像権に関する規定

参加者 各位

今年度のオーガナイザーの会合にて、最近のラリーブームを反映してか一般の方が結構、ラリーの写真や映像に興味を持たれ、閲覧されているとのことでした。

このこと自体は非常に喜ばしいことですが、一方でクラッシュ、コースアウトや転倒と言った、一般の方には事故と感じられる内容がアップされており、このことを原因として、自治体からの許可が得難くなる可能性を指摘されました。

確かに、全日本戦に場所の提供をして頂ける理解ある自治体であっても、残念ながら地域住民の方のほぼ全てが賛同されている訳では無く、反対派の方々に絶好の材料を送ることは好ましくないとの結論に至りました。

従いまして、下記の要項にて写真や映像の取り扱いをお願い致します。

1. 掲載権と肖像権のオーガナイザーへの帰属とは

それぞれの権利はオーガナイザーが持っていますので、それらを使用する場合にはオーガナイザーの許可が必要となります。

2. 許可を必要としない案件

一般に公開するのが目的では無く、個人的に使用する場合には許可を必要としません。

また、一般に公開する目的であっても、車両が正常に走行している写真や映像を公開する場合には同様に許可を必要としないこととします。

更に、この写真や映像で報道を目的とするものであれば、第三者に譲渡することも許されます。

3. 許可を必要とする案件

この場合考えられる案件は以下の通りですが、必ずオーガナイザーへ問い合わせして下さい。

- ①商業的目的を持った第三者に譲り渡すこと
- ②クラッシュ、コースアウトなどの一般的に事故とされるもののうち軽微なもの
- ③関係者以外が、特定されそうな情報が入ったもの

4. 許可が難しい案件

クラッシュやコースアウトでボディに損傷がある場合や転倒などは、基本的に許可されないと理解して下さい。何れにしても上記3と同じく、オーガナイザーへお問い合わせ下さい。

5. 無許可の案件が公開された場合

無許可の写真や映像が、インターネット等の不特定多数の方が閲覧出来る状態にある場合は、関係者に削除依頼をお願いします。その際に、権利金を請求される場合がありますのでご留意下さい。また、無許可で商業的目的に利用された場合にも同様に、権利金を請求されることとなりますのでご留意下さい。